

## 第 2 1 4 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、人員配置計画（様式 6）中、申請時点で名古屋市港防災センター（以下「本件施設」という。）に勤務している職員の資格等（以下「本件職員情報」という。）を公開とした決定は妥当でないので、非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年 8月24日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成24年 7月本件施設指定管理者募集にあたって、株式会社〇〇〇が提出した一切の書類の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成27年 8月27日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成24年度本件施設指定管理者選定において、株式会社〇〇〇が提出した本件施設に係る指定管理者指定申請書及び添付書類（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 平成27年 9月 3日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
- 4 同月18日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
  - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当  
本件行政文書に含まれている役員の生年月日、住所、担当者氏名及び写真等については、特定の個人を識別することができるものであり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とする。
  - (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当  
本件行政文書に含まれている法人に係る代表者印の印影、社内規程及び納税情報については、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、非公開とする。

5 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年10月 7日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

名古屋市港防災センター指定管理者募集要項（平成24年 7月公表）（以下「本件募集要項」という。）に記載されている情報公開に係る事項を前提とした上で、条例等の関係規定を勘案し、総合的に判断したもので、次に示す事項を除き、条例に規定する非公開情報を含まないため。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当情報

役員の生年月日及び住所、担当者氏名、写真等

(2) 条例第 7条第 1項第 2号該当情報

代表者印の印影、社内規程及び納税内容

6 同月30日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち次に掲げる部分を公開とした部分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

(1) 事業計画書（実施機関が非公開とした部分を除く）（以下「本件事業計画書」という。）

(2) 社判（角印）、JV構成企業及び自治体等の印影（以下これらを「本件印影情報」という。）

(3) 直近の他施設契約関係書類（以下「本件契約関係書類」という。）

7 同日、実施機関は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件異議申立てに係る部分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件事業計画書について

ア 構成、文章、図、写真、イラスト等、事業計画書全体が、長年積み上げてきた企画力やデザイン力等を結集した重要なノウハウであり、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

イ 本件事業計画書に記載されている基本的な考え方から具体的な提案等  
まですべての要素が、指定管理者の選定における他の応募者との差別化  
を図ったもので、競争上の優位性を獲得するための重要なノウハウである。

また、公開となれば、他都市における同種施設の運營業務の提案にお  
いても、競争上の地位を脅かされ、企業として明らかに不利益を受ける  
ことが容易に想定されるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

ウ 本件事業計画書には、個人を識別する情報も含まれるため、条例第 7  
条第 1 項第 1 号に該当する。

## (2) 本件印影情報について

社判（角印）の印影部分については、使用印（丸印）と同様に公開を前  
提として押印しているものではない。

また、J V 構成企業及び発注元（自治体等）の印影も含まれており、公  
開の確認及び許可が得られていない。

## (3) 本件契約関係書類について

発注元（自治体等）との間で締結される契約関係書類で、契約書本文に  
秘密保持条項も含まれており、I R 情報等外部へ公開するための書類では  
ない。

# 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

## 1 選定事業者の事業計画書等の情報公開について

選定された事業者の選定段階における提出書類については、名古屋市個人  
情報保護条例第 2 条第 1 号に定める個人情報を除きすべて公開する旨を、本  
市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」に基づき、  
本件募集要項に明記している。

なお、本件処分における公開及び非公開の判断にあたっては、「指定管理  
者制度の運用に関する指針」（平成27年 2月改定）に基づき、名古屋市個人  
情報保護条例第 2 条第 1 号に定める個人情報だけでなく、条例第 7 条第 1 項  
各号に掲げる非公開情報についても非公開とし、これらを除く情報について  
は公開とした。

## 2 本件事業計画書について

(1) 指定管理者制度は、原則公募による競争原理の中で、最適な団体を選定し、当該団体に公的資金により、一定期間独占的にサービスを行わせるものであることから、制度の運用にあたっては、公平性・透明性の確保に十分留意した上で、市民への説明責任を十分に果たすことが求められている。異議申立人が本件施設に係る指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に係る計画内容については、市民に対する一定の説明責任が生ずるものと考えられる。

(2) 本件施設の管理運営に関する提案内容が示されているが、公にすることにより、異議申立人の通常有する競争上の利益が損なわれる情報が記載されているとは言い難い。

また、本件施設の指定管理業務の開始によって、本件施設の計画内容がすでに明らかとなっていると判断されることから、これを公にすることにより、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 2 号には該当しない。

(3) 本件事業計画書にある個人を識別するような情報である担当者の氏名及び個人を識別しうる写真については、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報に当たるとして非公開としているが、それらの情報以外で、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する非公開情報に該当するような情報は含まれない。

### 3 本件印影情報について

(1) 各法人の社判（角印）については、非公開とした各代表者印（丸印）のように各種書類の偽造等に悪用されるおそれなどは考えられず、公開することにより、異議申立人及び当該法人等に明らかに不利益を与えるものとは言えず、条例第 7 条第 1 項第 2 号には該当しない。

(2) J V 構成企業等に確認・許可が得られていないことについて、J V 構成企業等の印影は、条例第 14 条第 2 項各号に規定する情報には該当しないため、第三者へ意見書を提出する機会を与えなければならないものではない。

(3) 自治体の長の印影については、外部に開示して使用することが予定されているものであり、これを公開しても当該自治体の利益を害しないと考えられる。

#### 4 本件契約関係書類について

それぞれ契約形態は異なるものの、全て公的施設に関するもので、公開が前提のものである。

したがって、異議申立人等の生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報及び異議申立人の言う秘密保持規定と認められるような情報は含まれないため、異議申立人等の競争上の利益が損なわれたり、事業運営に支障をきたすものとは言えず、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するものとは認められない。

### 第 5 審査会の判断

#### 1 争点

以下の 3 点が争点となっている。

- (1) 本件事業計画書が条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件印影情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。
- (3) 本件契約関係書類が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か（以下「争点③」という。）。

#### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

#### 3 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件施設における平成25年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、異議申立人から提出されたものである。

また、本件募集要項においては、「申請団体の申請書類について情報公開請求があった場合は、選定された事業者については個人情報保護条例第

2条第 1号に定める個人情報を除きすべて公開します。」と記載されていることが認められる。

- (2) 異議申立人は本件施設の指定管理者に選定され、平成25年度から平成28年度までの 4年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

#### 4 争点①について

##### (1) 条例第 7条第 1項第 2号該当性

まず、本件事業計画書が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 本件事業計画書は、異議申立人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した本件行政文書の一部であり、異議申立人における本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、当該法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件事業計画書を公開すると、異議申立人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(ア) 条例第37条の 2第 1項が、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする規定し、また、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

(イ) したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

エ 本件事業計画書を公開することによる公益について

上記のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件事業計画書を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

オ 本件事業計画書を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

(ア) 指定管理者は民間企業でもあるため、その事業計画書については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。しかし、異議申立人からは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、他都市における同種施設の運營業務の提案においても、競争上の地位を脅かされるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件事業計画書を公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が大きいとは認められない。

(イ) また、本件施設の本件募集要項においても、個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、企業ノウハウにあたる情報の公開を承認していたのであり、本件事業計画書の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

(ウ) したがって、本件事業計画書を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するとする特段の事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件事業計画書を公開することによって、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとは言えない。

カ 以上のことから、本件事業計画書は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

次に、本件事業計画書が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくな

いと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 当審査会が調査したところ、人員配置計画（様式 6）には、職員配置計画の表が掲載されており、当該表には本件職員情報が含まれていることが認められた。

ウ そして、本件職員情報は、個人の能力等に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められる。

エ 以上のことから、本件事業計画書のうち、本件職員情報は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められるが、その他の部分は同号に該当するとは認められない。

## 5 争点②について

本件印影情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影などのように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

(2) しかしながら、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況などによっては、当該法人の正当な利益を害することも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

(3) これを本件についてみると、本件印影情報は、本件行政文書のうち、指定管理者指定申請書（別記様式）、指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式 1）、指定管理者申請団体代表者等名簿（様式 3）及び本件契約関係書類に押印されており、本件対象文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであると認められる。

(4) 本件印影情報のうち社判（角印）の印影及びＪＶ構成企業の印影は、代表者印（丸印）とは異なり、公開することにより偽造等によって財産的被害を及ぼすなど不測の事態を招くおそれがあるとは考えられず、本件法人等にとって明らかに不利益であるとは認められない。

(5) なお、自治体の長の印影情報は、他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であるが、外部に公開することを前提としたものであるため、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当しない。

(6) 以上のことから、本件印影情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号又は第 5 号に該当しないと認められる。

#### 6 争点③について

本件契約関係書類が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本件契約関係書類は、本件事業計画書の添付書類のうち、類似施設の運営実績を示すものであるが、全て公的施設に関する契約関係書類であり、公的施設は、一般的に公平性・透明性の確保に十分に留意した上で、市民への説明責任を果たすことが求められるため、本件契約関係書類は公開が前提のものである。

(2) また、本件契約関係書類に記載されているのは、一般的な契約書の条項と同視できる条項や、契約の種別から含まれていることが容易に推測できる条項であり、必ずしも、実務の詳細を網羅した高い具体性・専門性を持つ内容とは考えられず、秘密保持条項が含まれるとは認められない。

(3) 以上のことから、本件契約関係書類は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと判断する。

#### 7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 経 過             |
|-------------|---------------------|
| 平成27年10月13日 | 諮問書の受理              |
| 10月26日      | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |

|                                  |                                                                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 11月26日                           | 実施機関の弁明意見書を受理                                                                     |
| 12月10日                           | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 平成30年 1月12日<br>(第 4回<br>第 1小委員会) | 調査審議                                                                              |
| 3月16日<br>(第 6回<br>第 1小委員会)       | 調査審議                                                                              |
| 4月24日<br>(第 7回<br>第 1小委員会)       | 調査審議                                                                              |
| 5月18日<br>(第 8回<br>第 1小委員会)       | 調査審議                                                                              |
| 7月27日<br>(第10回<br>第 1小委員会)       | 調査審議                                                                              |
| 9月 5日                            | 答申                                                                                |

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久